**「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」登録申請票**

以下の説明文をご確認のうえ、ご提出ください。

当該票の提出後、県が発行する登録通知書を以て正式に登録完了となります。

**「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」の役割**

* 新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する救急患者等をまず受け入れ、確定診断がつくまでの間、必要な救急医療等を提供する。
* 患者の症状等により、医師が感染を疑うと判断したものは「疑い患者」として取扱い、疑い患者は、原則、個室で受け入れを行うなど、確定診断がつくまでの間は感染症患者と同等の感染管理が必要となる。
* 疑い患者のPCR検査結果判明等、確定診断の後、自施設での治療継続又は適切な医療機関への転院を行う。

**１．登録する医療の分野　　※該当するもの全てにチェックしてください。**

①　救急医療分野　　　　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

②　周産期医療分野　　　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

③　小児医療分野　　　　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

④　精神科救急医療分野　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

**２．疑い患者の受入体制（施設や設備の整備、人員確保等、院内感染対策等）**

□　既に体制整備は完了している

□　整備中、またはこれから整備を行う

**３．整備に係る資金**

□　県の補助金等を活用している、または活用予定である

□　県の補助金等は活用しない（自己負担で整備を実施）

**４．その他（自由記載欄）**

|  |  |
| --- | --- |
| 【医療機関名】 | 【担当者職・氏名】 |
| 【連絡先】TEL：　　　　　　　　　　　　　　　MAIL： |

**５．記入者情報**

**「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」登録変更（辞退）票**

当該票の提出後、県が発行する登録変更（辞退）通知書を以て正式に変更完了となります。

**１．変更後の内容　　※該当するもの全てにチェックしてください。**

①　救急医療分野　　　　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

②　周産期医療分野　　　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

③　小児医療分野　　　　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

④　精神科救急医療分野　→　□　外来のみ　／　□　外来・入院いずれも可

※いずれの項目にもチェックがない場合は、登録を辞退するものとみなします。

なお、以下の補助金を申請している医療機関においては、登録辞退により補助要件を満たさなくなるため、当該補助金を全額返還いただくこととなりますので、ご留意願います。

・和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金

・令和２年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金

**２．変更または辞退の理由**

|  |  |
| --- | --- |
| 【医療機関名】 | 【担当者職・氏名】 |
| 【連絡先】TEL：　　　　　　　　　　　　　　　MAIL： |

**３．記入者情報**